

林振第 1152号
平成27年 2月27日

山形県個人情報保護運営審議会会長 殿

山形県知事 吉村 美栄子



個人情報の提供の制限の例外について（諮問）

山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第6条第1項第8号の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

個人情報の提供の制限の例外について（第6条第1項第8号関係）

【項目及び必要性は別紙のとおり】

個人情報の提供の制限の例外事項
(条例第6条第1項第8号関係)

<審議会の意見を聴く項目>

番号	事務名	提供先	目的外の提供の必要性
1	森林施業の集約化を行う林業事業者への森林簿等情報の提供	森林経営計画の作成に取り組む一定の要件を満たした林業事業者	<p>森林の持つ多面的機能を持続的に発揮するためには、森林計画制度に則った森林経営計画による適切な管理・育成が必要であるが、所有規模の零細性、木材価格の長期低迷により、森林所有者自らによる施業が困難となってきた。</p> <p>森林所有者に代わり得る意欲と能力のある林業事業者が森林経営計画を作成し、集約化施業による地域森林の管理・育成を行っていく必要があるが、森林簿等情報（森林簿及び森林計画図の情報をいう。以下同じ。）を持ち合わせていないため、取組みが困難である。</p> <p>森林簿等情報を林業事業者に提供することで、森林経営計画の作成が促進され、適正な森林の管理・育成により、森林の持つ多面的機能の維持増進が図られる。</p>